

## 元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟 第28回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

3月14日(火) 14:00開廷

同時開催：第28回口頭弁論の説明会：「飯野八幡宮会館」

弁護団対応：広田次男弁護士

2018年3月14日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

### 第1 訴訟の現状について

1 昨年10月の福島地裁本庁の「生業訴訟判決」など、これまでの類似訴訟において、国と東電の責任を認める判決が続いていますが、特に国はその責任を争い続けています。しかし、その反論に対しては十分な再反論が可能であり、今回の原告ら準備書面(52)はその第1弾です。今後も原告側から反論を行い、東電及び国の責任を確固たるものにします。

2 損害論について、現在弁護団は学者も交えて、その総論と各論の構成や、今後の立証計画を詰めています。今回の期日に審理計画も提出する予定です。

いわき市民が侵害されている法的権利を追求し、いわき市民は皆その具体的な内容や程度は異なるものの、すべからく被害を受けていると考え、その被害を受けざるをえない、このいわき市の現状を明らかにすることなどを議論しています。

### 第2 第28回口頭弁論の概要

#### 1 原告

○準備書面(52)：被告国第18準備書面への反論①

責任論のうち、予見可能性に関する総論的な反論です。

まず、国は行政機関の判断は尊重されるべきとするが、最高裁や「生業訴訟判決」などでは、そのような行政機関の裁量は全く問題とされてこなかった。

また、国は「長期評価」に対し、何人もの研究者の意見書を並べて、その信用性を低めようとしています。しかし、「長期評価」は、法律に基づく「行政庁の判断」であり公的なもので、個々の研究者の意見書や論文とは次元を異なります。

次回以降も、結果回避可能性等に関する反論を続ける予定です。

○損害論に関する審理計画書

夏までに損害論に関する総論と各論をほぼ出し尽くし、今年中には原告本人尋問等の証拠調べに入る予定です。

## 2 東電

今回は、何も提出していない。

## 3 国

損害論について、甲状腺がんに関するUNSCEARの文書が提出された。

しかし、原告らは、放射線と甲状腺がんに関する厳密な科学的知見の争いを行っているものではないため、原告の主張に対して特段の影響を与えるような証拠ではありません。

## 4 第28回口頭弁論の進行

原告側からは、原告代理人(高橋力弁護士)1人が「原告準備書面(52)」に関する意見陳述を行う予定です。

## 5 次回第29回法廷

2018年5月30日(水)※開廷時間は午前10時を予定しています。

## 第3 訴訟そのものの概要

### 1、原告

福島県いわき市の市民1,574人(1次822人/2次571人/3次181人)

世帯数(1次336世帯/2次264世帯・内16は1次と重複/3次83世帯)

### 2、原告の内訳

子ども1(本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む)(1次140人/2次78人/3次30人)

子ども2(本件事故後に懐胎・誕生した子)(1次8人/2次6人/3次5人)

妊婦(本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人)(1次7人/2次4人)

一般(1次667人/2次483人/3次146人)

### 3. 請求内容

#### ①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトになるまで、原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

#### ②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

#### ③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円(②の慰謝料と合わせて合計50万円)。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上